

東京都市計画第一種市街地再開発事業の変更（豊島区決定）
都市計画南池袋二丁目A地区第一種市街地再開発事業を次のように変更する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す

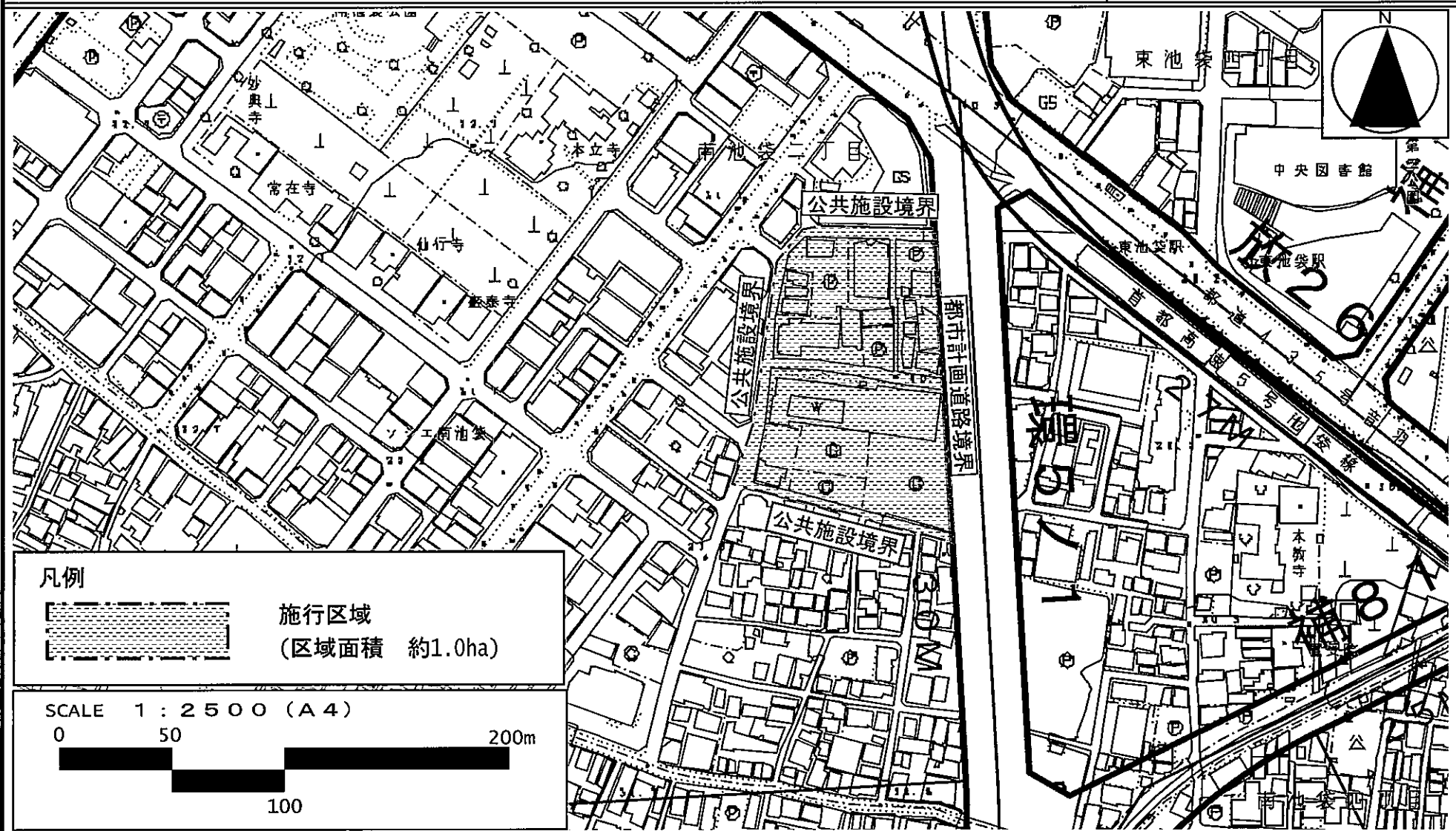
名 称		南池袋二丁目 A 地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 1.0 ha				
公共施設の 配置及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模	備 考	
		区画街路	特 別 区 道 42-250	幅員 8.0m [8.0m]、延長 約 20m	拡幅整備 (約 5m 拡幅)	
			特 別 区 道 42-260	幅員 8.0m [8.0m]、延長 約 55m	拡幅整備 (約 3m 拡幅)	
			特 別 区 道 42-270	幅員 8.0m [8.0m]、延長 約 105m	拡幅整備 (約 3m 拡幅)	
			特 別 区 道 42-310	幅員 8.0m [8.0m]、延長 約 90m	拡幅整備 (約 5m 拡幅)	
建築物の整備	街区番号	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	建築物の高さの限度	備 考
	I	約 5,400 m ²	約 93,700 m ² [約 66,600 m ²]	住宅、庁舎、店舗、事務所、駐車場	G L +190m (G L = T P +31.9m)	
建築敷地の整備	街区番号	建築敷地面積	整 備 計 画			
	I	約 8,330 m ²	道路境界から壁面を後退させ、幅員 4m の歩道状空地を整備する。また、敷地内に約 900 m ² の地区広場を整備する。			
住宅建設の目標			戸 数	面 積	備 考	
			約 410 戸	約 55,000 m ²		
参 考			再開発等促進区を定める地区計画区域内にあり。			

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度は計画図表示のとおり」
理由：南池袋二丁目A地区の更なる利便性、回遊性の向上並びに周辺市街地と連携した歩行者ネットワークの形成を図るため、市街地再開発事業の計画を変更する。

東京都市計画 第一種市街地再開発事業

〔豊島区決定〕

南池袋二丁目A地区第一種市街地再開発事業 計画図1 施行区域図

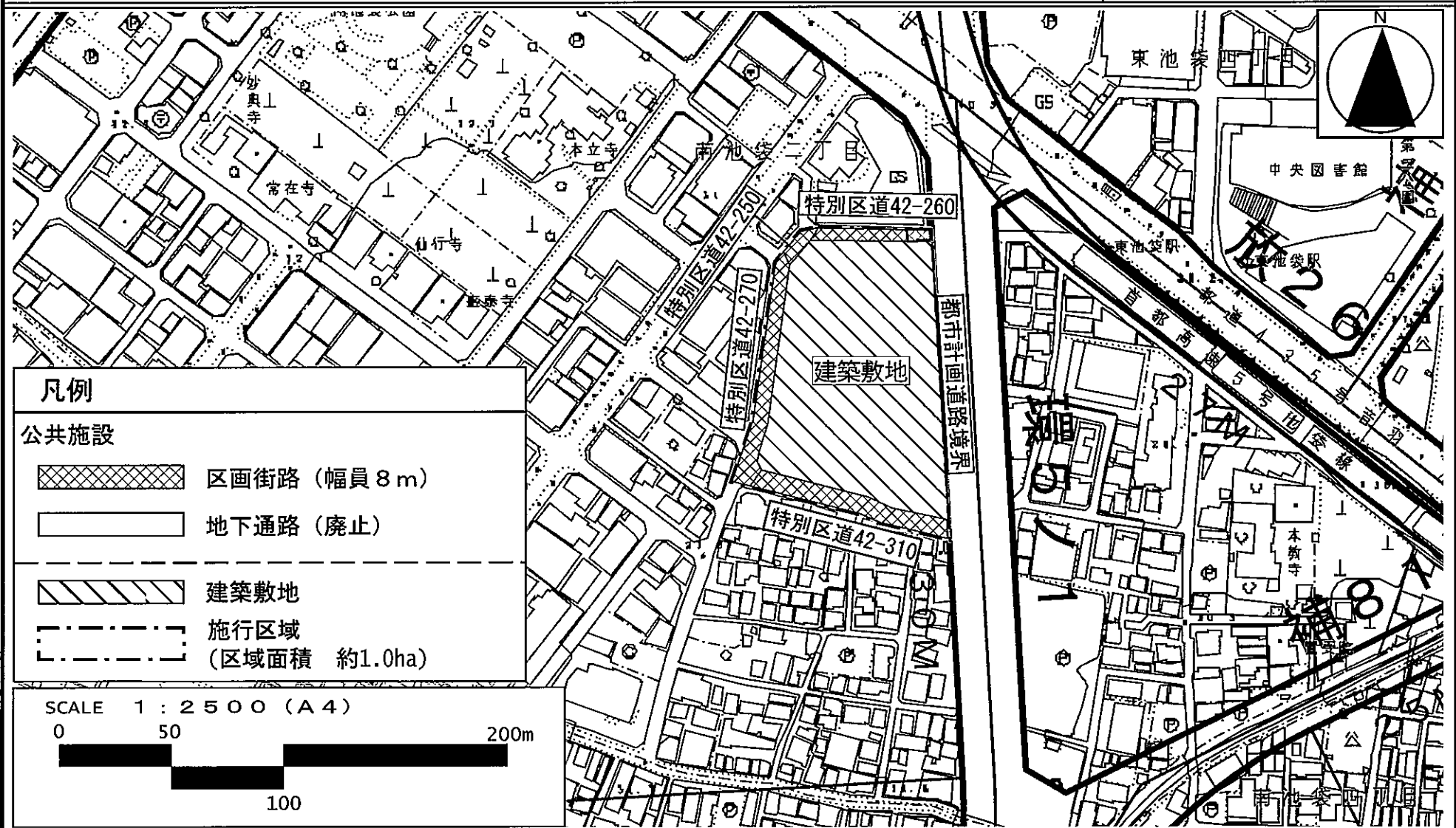


「無断複写を禁ずる。(利用許諾番号)MMT利許第069号」「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)23都市基街測第125号 平成23年12月19日」

東京都市計画 第一種市街地再開発事業

公共施設配置〔豊島区決定〕

南池袋二丁目A地区第一種市街地再開発事業 計画図2 及び街区配置図

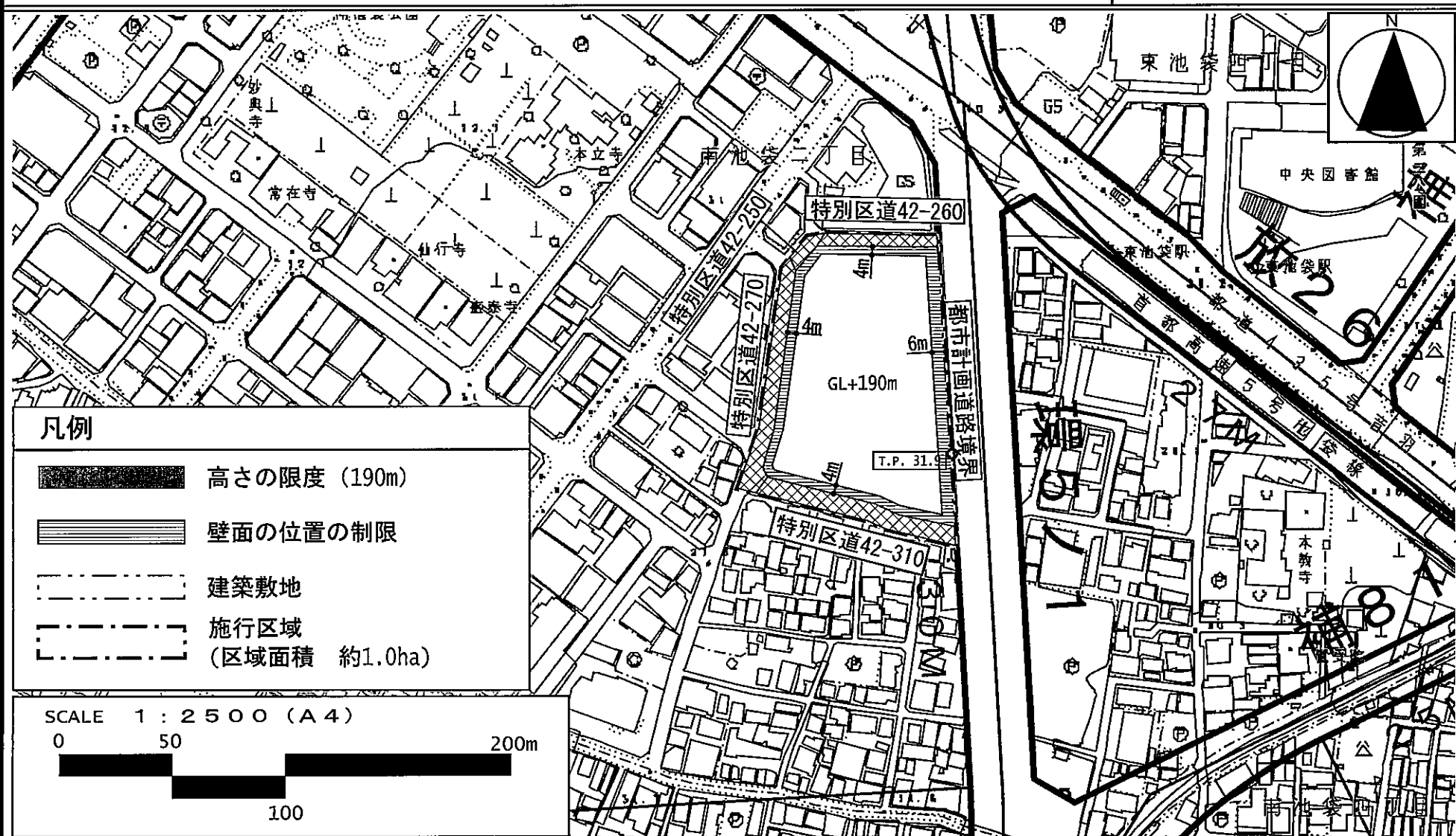


「無断複写を禁ずる。（利用許諾番号）MMT利許第069号」「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。（承認番号）23都市基街測第125号 平成23年12月19日」

南池袋二丁目 A 地区第一種市街地再開発事業 計画図 3

建築物の高さの
限度及び壁面の
位置の制限図

〔豊島区決定〕



「無断複写を禁ずる。(利用許諾番号)MMT利許第069号」「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)23都市基街測第125号 平成23年12月19日」